

中国ビジネス・ローの最新実務Q & A

第60回

中国への進出(その7)ー持株会社2

黒田法律事務所

萱野純子、今津泰輝

今回は、前回に引き続き、投資性会社(持株会社、ホールディングカンパニー、傘型会社ともいう)について検討することとしたい。

一 投資性会社の設立要件

Q1: 日本企業A社は、中国において投資性会社を設立しようと考えています。投資性会社の設立にあたり何か制限はあるのでしょうか。その要件を教えてください。

A1: 中国において設立する投資性会社は、登録資本が3千万米ドル以上でなければなりません。また、例えば、投資性会社を設立する投資者の申請前1年間の資産総額が4億米ドル以上で、かつ当該投資者が中国国内において設立した外商投資企業の払込済の登録資本総額が1千万ドルを超えなければならない場合があるなど、投資性会社を設立するためには、厳格な要件を満たす必要があります。ただし、以前と比べると、投資性会社を設立する要件は、緩和されており、今後もその傾向にあるといえます。

2004年11月17日に公布された「外商による投資性会社の投資設立に関する規定」(以下、「投資性会社に関する規定」という)第3条によれば、投資性会社の設立要件は、以下の通りである。

(a) 外国投資者の資産信用状態が良好であり、投資性会社の設立に必要な経済力を備えていること

(b) (1) 又は(2)のいずれかの要件を満たすこと

(1)(i) 申請前1年間の当該投資者の資産総額が4億米ドルを下回らないこと;及び

- (用)当該投資者が中国国内においてすでに外商投資企業を設立しており、その払込済の登録資本の出資額が1千万米ドルを超えること
- (2)当該投資者が中国国内においてすでに10社以上の外商投資企業を設立しており、その払込済の登録資本の出資額が3千万米ドルを超えること
- (c) 合弁形式により投資性会社を設立する場合
- (1) 中国投資者は資産信用状態が良好であり、投資性会社の設立に必要な経済力を備えていなければならないこと
- (2) 申請前1年間の中国投資者の資産総額が1億人民元を下回らないこと
- (d) 投資性会社の登録資本が3千万米ドルを下回らないこと

なお、以前は、外国投資者が中国において、投資予定のプロジェクトについて、3件以上のプロジェクト建議書の許可を受けていることが要求される場合があったが、かかる要件は撤廃された。また、外国投資者が中国において、10社以上の生産又はインフラ建設の外商投資企業を設立していることが要求される場合があったが、現在の規定（投資性会社に関する規定第3条）によると、当該10社は、生産又はインフラ建設の外商投資企業に限られない。このように、投資性会社の設立要件は、緩和傾向にあるといえる。

二 投資性会社の設立形態及び董事会・経営管理機構

Q2: 日本企業A社は、中国において投資性会社を100パーセント自己資本で設立したいと考えていますが、可能でしょうか。また、その場合、投資性会社の董事会及び経営管理機構を設置する必要はあるのでしょうか。

A2: 投資性会社は、100パーセント外国資本である独資会社形態で設立することも、中国企業と共同で合弁会社形態により設立することも可能です。

また、一般的には、独資会社形態で投資性会社を設立した場合にも、定款において董事会及び経営管理機構の権限を比較的詳細に規定することが多いといえます。

投資性会社とは、外国投資者が中国において全額外資又は中国投資者との合弁の形式により設立し、直接投資に従事する会社をいう（投資性会社に関する規定第2条）。

したがって、外国企業は、100パーセント外国資本の会社である独資会社を設立することも、中国企業と共同して合弁会社を設立することも可能である。

また、投資性会社が100パーセント外国資本の会社として設立される場合には、投資性会社に関する規定等、投資性会社について定めた法規において特に規定がなければ、独資会社について定めた法規が適用される。投資性会社及び独資会社について定めた法規には、董事会や経営管理機構について合弁会社の場合のように明確な規定は存在しないが、一般的には、独資会社の定款においても、合弁会社に関する董事会及び経営管理機構の規定を参考に、董事会及び経営管理機構の権限を比較的詳細に規定することが多い。なお、独資会社及び合弁会社の董事会及び経営管理機構の詳細については、「中国への進出(その3)-合弁会社」及び「中国への進出(その4)-独資会社」をご参照いただきたい。

三 投資性会社設立の手続

Q3: 日本企業A社は、単独で、中国において投資性会社を設立することを決めましたが、具体的にはどのような手続が必要なのでしょうか。投資性会社を設立するための手続を教えてください。

A3: 投資性会社の設立を申請する場合、投資者は、外資企業申請表、フィージビリティ・スタディー報告書、投資性会社の定款などについて、設立予定地の商務主管部門及び商務部の審査を受けなければなりません。

また、投資者は、営業許可証の交付日から2年以内に出資額を全額払い込まなければなりません。

投資性会社の設立を申請する場合、投資者は以下の文書について設立予定の投資性会社の所在地の省、自治区、直轄市、計画単列市の商務主管部門による審査・同意を経た後、商務部の審査許可を受けなければならない(投資性会社に関する規定第6条)。

(a) [合弁の投資性会社を設立する場合] 各投資者が署名した申請報告書、契約、定款

[全額外資の投資性会社を設立する場合] 外国投資者が署名した外資企業申請表、フィージビリティ・スタディー報告書、定款

- (b) 各投資者の資産信用証明文書、登録登記証明文書(コピー)及び法定代表者の証明文書(コピー)
- (c) 外国投資者がすでに投資した企業の許可証書(コピー)、営業許可証(コピー)及び中国の登録会計士が作成した出資検査報告書(コピー)
- (d) 法により監査された各投資者の直近3年間の貸借対照表
- (e) 本規定第5条に基づき提出すべき保証書
- (f) 商務部が要求するその他の文書

(e)に言う、「本規定第5条に基づき提出すべき保証書」とは、投資性会社を設立する外国投資者が、登録資本の払込や技術の譲渡などを審査許可機関に対して保証する旨の書面である(投資性会社に関する規定第5条)。

外国投資者は、自由に交換可能な外貨又は中国国内において獲得した人民元の合法的な収益によって出資する。また、出資は、営業許可証の交付日から2年以内に全額払い込まなければならない(投資性会社に関する規定第7条)。

この点、通常の外商投資企業においては、機械設備や工業所有権、ノウハウなどにより現物出資することができるが、以上の通り、投資性会社においては、現物出資は認められていない。

また、出資金を分割して払い込む場合、通常の独資会社の場合は、営業許可証の交付日から3年以内に払込を完了すれば足り(独資企業法実施細則第30条)、登録資本が1千万米ドルを超える通常の合弁会社の場合は、審査許可機関が実情に応じて決定することになっている(外商投資企業の審査許可及び登記管理のさらなる強化に関する問題についての通知第6条)。したがって、単純に比較をすれば、2年以内に出資金の払込を完了しなければならない投資性会社は、出資金の払込期限が通常の独資会社や登録資本が同規模の合弁会社に比べて、一律に短く規定されているといえよう。

なお、投資性会社の登録資本のうち少なくとも3千万米ドルは、投資性会社の親会社又はその関連会社がすでに払込を完了した出資額により形成された持分を譲り受けるために使用することができず、新たに設立する外商投資企業に対する出資等に使用しなければならない(投資性会社に関する規定第8条)。

仮に、かかる規定に従わない場合、例えば、投資性会社が傘下の会社の製品を買

い取り、国内外において販売することなどの拡大業務(「中国への進出(その6)―持株会社1」参照)を行う許可を得ることができず(投資性会社に関する規定第15条)、また、多国籍企業の地域本部の認定を受けることができないなどの不利益がある(投資性会社に関する規定第22条)。

四 投資性会社が投資した会社の性質

Q4: 日本企業A社は、中国において投資をするために、投資性会社B社を設立しました。このたび、B社と中国企業C社が出資して中国においてD社を設立する予定ですが、中国企業同士の合弁会社であるD社が外商投資企業としての優遇処置を受けることができるのかどうかわかりません。そこで、C社が外商投資企業に該当するのか教えてください。

A4: C社における、B社を通じた外国投資者の出資及びその他の外国投資者の出資比率の合計が25パーセントを下回らなければ、C社は、外商投資企業としての取扱いを受けることになります。

外商投資企業が中国において中国政府が奨励する事業を行う場合、当該外商投資企業は、様々な優遇措置を享有することができる(外商投資の方向を指導する規定第9条)。例えば、経営期間が10年以上の生産型外商投資企業は、利益が計上された年度から起算して、第1年度及び第2年度は企業所得税が免除され、第3年度～第5年度までは、企業所得税が半減して課税されることになる(外商投資企業及び外国企業所得税法(以下、「外商投資企業所得税法」という)第8条第1項)。

この点、外商投資企業とは、「中国国内で設立された中外合弁企業、中外合作企業並びに独資企業」である(外商投資企業所得税法第2条第1項)。ここにいう、中外合弁企業、中外合作企業並びに独資企業は、外国の会社、企業等が出資して設立した企業であるので、かかる定義によると、中国法人である投資性会社が他の中国法人と共同で出資して設立した会社は、外商投資企業に当たらないとも考えられる。

しかし、投資性会社に関する規定第20条は、投資先の会社における、投資性会社を通じた外国投資者の出資及びその他の外国投資者の出資比率の合計が25パーセントを下回らなければ、当該投資先の会社は、外商投資企業としての取扱いを受ける旨を明記している。また、実務上、投資性会社が出資する持分は外国投資者の持分とし

て扱われており、独資会社である投資性会社が100パーセント出資した会社や投資性会社を通じた外国投資者及びその他の外国投資者の出資比率の合計が100パーセントである会社は、独資会社とされる。

以上より、日本企業が中国に設立した投資性会社が設立した会社が上記の要件を満たす場合には、外商投資企業としての取扱いを受け、その優遇措置を享受することができる。なお、日本企業が中国に設立した外商投資企業の出資持分を、自ら設立した投資性会社に譲渡した場合であっても、投資先の会社は、引き続き外商投資企業としての優遇措置を享受することができる。